明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務四八）　一
〔告示〕
○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情について（内閣一）　一
○外国為替令第八条の二第一項第一号の規定に基づき財務大臣が定める場合を定める件を廃止する告示（財務二〇八）

省令

○財務省令第四十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四第一項第一号の規定に基づき、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次の各号に掲げる支払等の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「三千万円」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年七月四日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

告示

○内閣告示第一号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第六条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情がある場合を次のとおり決定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、同年十月十四日から北朝鮮籍のすべての船舶の入港を禁止する措置を実施しているところであるが、諸般の事情を勘案の上、本年五月の日朝政府間協議を受けた合意に基づき、北朝鮮側が、本年七月四日、千九百四十五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始することを踏まえ、本年七月四日から平成二十七年四月十三日までの間に、人道的観点から、北朝鮮内にある者に対して食料、医療品、衣料その他の人道目的上妥当な物資を輸送するために本邦に入港する必要がある場合を、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第六条第一項に規定する特別の事情がある場合に該当するものと決定する。

○財務省告示第二百八号

外国為替令第八条の二第一項第一号の規定に基づき財務大臣が定める場合を定める件（平成二十一年財務省告示第百四十一号）は、廃止する。

平成二十六年七月四日

財務大臣　麻生　太郎